平成２２年（フ）第２１５９号
札幌市白石区菊水１条１丁目２番11―105号
債務者　中山　瑞恵
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１６７号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘１丁目13番地11
債務者　小善　美樹（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１７０号
札幌市豊平区平岸４条５丁目２番10―310号
債務者　小柳　竜雄
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１７４号
札幌市豊平区平岸４条６丁目１番20号　グリュスゴット101号
債務者　北　　正明
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１８１号
札幌市白石区菊水元町９条１丁目５番５号　グレイススクエア菊水元町五号館203号
債務者　芳賀　由香（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１８７号
札幌市北区新川４条９丁目１番８号　ファミリーコーポ101号
債務者　阿部　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３号
北海道網走郡大空町東藻琴121番地の24
債務者　菊池　公三
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字福塚前17番地１　アネックス今伊勢
債務者　野村　秀正
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４７号
京都府亀岡市篠町篠上北裏87番地５
債務者　田邊　美空
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
京都府舞鶴市字泉源寺748番地の１
債務者　公文　侑加（旧姓若村）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
兵庫県小野市鹿野町2388番地
債務者　井上　龍二
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第８８６号
仙台市青葉区堤町１丁目２番17号　ハイマート北仙台202
債務者　石川ひろみ
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８９５号
仙台市泉区福岡字川崎26番地
債務者　我妻　洋平
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９７１号
宮城県塩竈市旭町17番７―202号　ライオンズマンション旭町
債務者　上中　友美（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字竹川原22番地８
債務者　齋藤　麻美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第３９号
宮城県気仙沼市内の脇２丁目41番地１　ハイム威徳205号
債務者　阿部　和利
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第１０６号
茨城県常陸太田市新宿町1214番地　グリーンハイツ３号、旧住所茨城県土浦市若松町17番10号
債務者　赤根　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３８５号
茨城県ひたちなか市大平２丁目７番１号
債務者　大越　芳夫
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所